軽微変更証明

手数料額計算書							
	(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による						
	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明)						
1			新築	. I I tota		- A	
	(該当する		(用途 □ 工場等のみ □工場等のみの場合以外) □ 増築又はみ策				
			□ 増築又は改築 (用途 □ 工場等のみ □工場等のみの場合以外)				
			(A	月述 凵	上場寺のみ	山上場寺のみの場	<b>育</b> 台以外)
2	計画書の記	平価方法		□ モデル建物法 □ 標準入力法等			
(該当する□にレを記入)							
3 手数料額							
Ī	シェル発掘						
	計画の種類 (計画の該)	当する□にレる	を記入)	工場等(	のみの場合	工場等のみの場合	
				_ ~ ~		の非住宅部分の場	<u>合</u>
	□新築の 場 合	対象床面積					
			m²		円		円
			111		1.1		
[	□増築・ 改築の 場 合	対象床面積					
			m²		円		円
						円	
(注意) 手数料の額は、東京都台東区手数料条例別表第2の4建築の部63の項を指す。							